虐待防止のための指針

社会福祉法人 勝心会

■　虐待防止に関する基本的考え方

当法人では、高齢者虐待は人権侵害であり、犯罪行為であるという認識のもと、高齢者虐待防止法の理念に基づき、高齢者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに早期発見・早期対応に努め、以下に該当する行為のいずれも行わないこととする。

【身体的虐待】

高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。

【介護・世話の放棄・放任】

高齢者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、その他の養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

【心理的虐待】

高齢者に対する著しい暴言または著しく拒絶的な対応、その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

【性的虐待】

高齢者にわいせつな行為をしたり、させること。

【経済的虐待】

高齢者の財産を不当に処分したり、不当に財産上の利益を得ること。

■　虐待防止に向けた体制

当法人では、虐待発生防止に努める観点から、事故・身体拘束・虐待・感染症防止に係る『複合委員会（以下委員会とする）』を組織するとともに、施設長を統括責任者とし、虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下担当者とする）を定める。

２　委員会は、概ね月１回開催するとともに必要に応じて都度担当者が招集を行う。

３　委員会は、主に以下の内容について協議する。

①虐待の防止のための指針の整備に関すること。

②虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

③虐待等について、職員が相談・報告できる体制の整備に関すること。

④職員が虐待等を発見した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われる方法に関すること。

⑤虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発防止策に関すること。

⑥再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。

■　虐待の防止のための職員研修

職員に対する虐待の防止のための研修内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発させ、虐待の防止を徹底するものとする。

２　具体的には、以下のプログラムにより実施する。

①高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

②高齢者権利擁護事業や成年後見制度の理解
③虐待の種類と発生リスクの事前理解
④早期発見、事実確認と報告等の手順
⑤発生した場合の改善策

3　研修は年２回以上行うこととする。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施する。

4　実施した研修については、研修資料・実施概要・出席者等を書面により記録して保存する。

■　虐待またはその疑い（以下『虐待等』という）が発生した場合の対応方法

虐待等が発生した場合には、速やかに保険者に報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待等を職員が行っていたことが判明した場合には役職位の如何を問わず厳正な対処を行う。

2　緊急性の高い事案の場合には、保険者および警察等との協力のもと、被虐待者の権利と生命の保全を最優先とした対応を行う。

■　虐待等が発生した場合の相談・報告体制

職員等が他の職員等による利用者への虐待を発見した場合、速やかに担当者へ報告を行う。また、虐待者が担当者本人であった場合は、他の上席者へ報告および相談を行う。

2　担当者は、苦情相談窓口を通じての相談や、発見者からの相談および報告を受けた場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、虐待等を行った当人への事実確認を行う。虐待者が担当者の場合は、他の上席者が担当者を代行する。また、必要に応じて関係者から事情を確認し、その経緯は時系列にて概要の整理を行う。

3　事実確認の結果、虐待等が事実であることが確認された場合は、当人に対応の改善を求めるとともに就業規則等に則り必要な措置を講ずる。

4　上記の対応を行ったにも関わらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、保険者の窓口等外部機関へ相談する。

5　事実確認を行った内容や、虐待等が発生した経緯等を踏まえ、委員会において当該事案の発生原因を検証し、原因の除去と再発防止案を書面で作成し、全職員への周知を行う。

6　虐待等の発生後、再発の危険性が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて保険者へ報告する。

7　必要に応じて、関係機関や家族・地域住民等に対しての説明および報告を行う。

■　成年後見制度の利用支援

利用者または家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行う。

■　虐待等に係る苦情解決方法

虐待等の苦情相談については、苦情相談窓口担当者は、寄せられた内容について苦情解決責任者へ報告を行う。当該責任者が虐待者である場合は、他の上席者へ相談する。

２　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者の個人情報の取り扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払うこととする。

３　対応の流れは、上述の『虐待等が発生した場合の相談・報告体制』によるものとする。

４　苦情相談窓口に寄せられた内容は、相談者にその顛末と対応の報告を行う。

■　利用者等に対する当該指針の閲覧

利用者等は、いつでも本指針を閲覧できることとする。また、当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とする。

■　その他虐待等の防止の推進

上述の『虐待の防止のための職員研修』に定める研修会のほか、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないよう常に研鑽を図る。

（附則）

この指針は、令和３年４月１日より施行する。